定　　款

令和6年　7月　1日

社会福祉法人　愛光会

社会福祉法人　愛光会　定款

第一章　総　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

（1）　第一種社会福祉事業

障害者支援施設の経営

（2）　第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第2条　この法人は、社会福祉法人愛光会という。

（経営の原則等）

第3条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2.　この法人は、地域社会に貢献する取組として、（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者）を　支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条　この法人の事務所を福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番の7、1062番の8に置く。

第二章　評議員

第5条　この法人に評議員7名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員　１名、外部委員　1名の合計3名で構成する。
3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員の　1名が出席し、かつ、外部委員の　1名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第7条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
3. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）

第8条　評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が50，000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

2. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

第三章　評議員会

（構成）

第9条　評議員会は全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分
(8) 社会福祉充実計画の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に1回、開催するほか必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任。
(2) 定款の変更。
(3) その他法令で定められた事項。

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第15条　この法人には、次の役員を置く。

（1）理　事　6名

（2）監　事　2名

2. 理事のうち1名を理事長とする。

（役員の選任）

第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 理事長は自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。頻度については、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で２回以上とする。

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条　理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第21条　理事及び監事に対して、一人あたりの各年度の総額が50，000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

2. 理事、監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、理事、監事の地位にあることのみによっては、支給しない。

3. 常任理事については、一人あたりの各年度の総額が8，500，000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。

（職員）

第22条　この法人に、職員を置く。

2. この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3. 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）

第23条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第24条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

（招集）

第25条　理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第28条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

土　地

(1)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番7所在の清浄学園敷地
　雑種地　976m^2

(2)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番8所在の清浄学園敷地
　雑種地　1478m^2

(3)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番9所在の清浄学園敷地
　雑種地　795m^2

(4)福岡県嘉麻市口春字長坂682番9所在のシヅキ福祉工場敷地
　宅地　660.00m^2

(5)福岡県嘉麻市漆生字二塚1110番3所在の清浄学園駐車場敷地
　雑種地　875m^2

(6)福岡県嘉麻市漆生字二塚1142番6所在の清浄学園駐車場敷地
　雑種地　655m^2

(7)福岡県嘉麻市漆生字二塚1143番8所在の清浄学園駐車場敷地
　雑種地　4.16m^2

(8)福岡県嘉麻市漆生字二塚1145番18所在の清浄学園駐車場敷地
　雑種地　0.61m^2

(9)福岡県嘉麻市鴨生字中ノ坪500番29所在のセルプ清浄敷地
　宅地　20.30m^2

(10)福岡県嘉麻市鴨生字中ノ坪507番1所在のセルプ清浄敷地
　宅地　338.46m^2

(11)福岡県嘉麻市鴨生字中ノ坪507番7所在のセルプ清浄敷地
宅地　7.10m²
(12)福岡県嘉麻市鴨生字中ノ坪508番1所在のセルプ清浄敷地
宅地　1236.96m²
(13)福岡県嘉麻市漆生字葉月1202番1所在のグループホーム敷地
宅地　2442.22m²

建　物

(14)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番地8、1062番地7、1062番地9、1062番地4、1062番地7先、1062番地9先
養護所　構造　鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
1階　1149.47m²　2階　316.72m²
(15)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番地8、1062番地7、1062番地9、1062番地4、1062番地7先、1062番地9先
作業所・倉庫　構造　軽量鉄骨造スレートぶき2階建
1階　162.00m²　2階　162.00m²
(16)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番地8、1062番地7、1062番地9、1062番地4、1062番地7先、1062番地9先
娯楽室・寄宿舎　構造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
1階　58.10m²　2階　103.48m²
(17)福岡県嘉麻市山野字奥辻1539番地1
倉庫　構造　鉄骨造スレート葺平家建
76.38m²
(18)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番地8、1062番地7、1062番地9、1062番地4、1062番地7先、1062番地9先
休憩所　構造　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
48.56m²
(19)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番地8、1062番地7、1062番地9、1062番地4、1062番地7先、1062番地9先
作業所　構造　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
87.03m²
(20)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番地8、1062番地7、1062番地9、1062番地4、1062番地7先、1062番地9先
作業所　構造　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
1階　73.02m²　2階　73.02m²
(21)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番地8、1062番地7、1062番地9、1062番地4、1062番地7先、1062番地9先
作業所　構造　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
1階　49.68m²　2階　49.68m²

(22)福岡県嘉麻市口春字長坂682番地11、福岡県嘉麻市山野字寺山1963番地47

作業所　構造　軽量鉄骨造スレート葺平家建

80.98m^2

(23)福岡県嘉麻市口春字長坂682番地9、682番地10、690番地9

作業所　構造　鉄骨造アルミニューム板葺平家建

615.44m^2

(24)福岡県嘉麻市漆生字大坪1062番地8、1062番地7、1062番地9、1062番地4、1062番地7先、1062番地9先

作業所　構造　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

144.71m^2

(25)福岡県嘉麻市口春字長坂682番地9、682番地10、690番地9

作業所　構造　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

64.80m^2

(26)福岡県嘉麻市口春字長坂682番地9、682番地10、690番地9

作業所　構造　軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

119.35m^2

(27)福岡県嘉麻市口春字長坂682番地9、682番地10、690番地9

作業所　構造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

336.61m^2

(28)福岡県嘉麻市口春字長坂682番地9、682番地10、690番地9

作業所　構造　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

82.60m^2

(29)福岡県嘉麻市鴨生字中ノ坪508番地1

店舗・作業所　構造　木造かわらぶき2階建

1階　170.50m^2　、2階　97.25m^2

(30)福岡県嘉麻市山野字五反田1969番地1

便所　構造　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

9.93m^2

(31)福岡県嘉麻市口春字長坂682番地9、682番地10、690番地9、682番地12

休憩所　構造　木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

82.81m^2

(32)福岡県嘉麻市漆生字葉月1202番地1

グループホーム　構造　木造スレートぶき平家建

326.65m^2

3. その他財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、嘉麻市長の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、嘉麻市長の承認は必要としない。

一．独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二．独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三．社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅延なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2．資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、確実な有価証券に換えて、保管する。

3．前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第31条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2．前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条　この法人の会計年度は、毎年4月１日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章　解散

(解散)

第36条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条　解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第八章　定款の変更

(定款の変更)

第38条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、嘉麻市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨

を嘉麻市長に届け出なければならない。

第九章　公告の方法その他

（公告の方法）

第39条　この法人の公告は、社会福祉法人愛光会の掲示場に掲示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第40条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

1. この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理　事（代表者）	奥村　周一郎	理　事	大久保　安清
理　事	小林　秀三	理　事	田中　　強
理　事	辻田　博子	理　事	永富　多喜彦
理　事	野見山　一臣	理　事	佐々木　洋二

2. この定款は、平成29年4月1日から施行する。
3. この定款は、平成30年5月1日から施行する。
4. この定款は、平成30年12月1日から施行する。
5. この定款は、令和3年8月1日から施行する。
6. この定款は、令和3年4月1日から施行する。
7. この定款は、令和6年4月1日から施行する。

定　款　細　則

この定款細則は、理事長が専決できる軽易な業務について定める。

(1)「日常の軽易な業務」の例としては、次のような業務がある。

① 「施設長の任免、その他重要な人事」を除く職員の任免。

② 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。

③ 債権の免除・効力の変更の内、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であって、予算の範囲内のもの。

⑤ 建設工事請負や物品納入の内、次のような軽微なもの。

ア. 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。

イ. 施設設備の保守管理、物品の修理等。

ウ. 緊急を要する物品の購入等。

尚、理事長が専決できる契約の金額及び範囲は下記の通りとする。

ア. 工事又は製造の請負	250万円以下
イ. 食料品、品物等の買い入れ	160万円以下
ウ. その他	100万円以下

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分、但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。但し、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

⑧ 予算上の予備費の支出。

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。

⑪ 寄付金の受入に関する決定。但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。

⑫ その他理事会及び評議員会で承認された事項に関すること。

以　上